

クレーン運転業務特別教育 の開催について

一般社団法人 白河労働基準協会

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条、クレーン等安全規則第21条の規定により、事業主は、つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に従業員を就かせるときは、その者に対して安全のための特別教育を行わなければならないとされております。

つきましては、このたび当協会で、事業主に代わって法定の標記講習を下記要領により実施いたしますので、この機会に多数受講されるようご案内いたします。

記

1. 日時・会場

第1日	学科	日時	令和2年5月22日(金) 8:50 ~ 16:10 ※開講前に修了証用の写真撮影がありますのでお早めにおいで下さい。
		会場	白河労働基準協会1階大会議室 (白河市十三原道上3-17 新白河ビル内)
第2日	学科	日時	5月23日(土) 8:50 ~ 12:00
		会場	東北ポール(株)旧白河第1工場 (白河市和尚壇9)
	実技	日時	同上 13:00 ~ 17:10
		会場	同上

2. 講習料 会員 14,990円 (受講料12,100円(税込) / 送料代1,680円(税込)含む)

非会員 17,410円 (受講料14,300円(税込) / 送料代1,680円(税込)含む)

3. 申込期日 令和2年5月14日(木) 締切

ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ります。

4. 定員 40名

5. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて、協会事務局までお申込み下さい。

〒961-0829 白河市十三原道上3-17

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛にお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担下さい。

《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

6. その他
- ①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。
 - ②筆記用具をご持参ください。
 - ③実技講習時は、作業着・保護帽・安全靴・皮手を着用してください。
 - ④学科及び実技教育終了後、「クレーン運転業務特別教育 修了証」を交付いたします。
 - ⑤遅刻・早退等、受講時間に不足があるときは、修了証は交付いたしません。
 - ⑥申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。
 - ⑦ご不明の点は、事務局までお問い合わせ下さい。

クレーン運転業務特別教育 受講申込書

(令和2年5月22～23日実施分)

ふりがな 氏名	生年月日	現住所
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____
	昭・平 年 月 日	〒 _____

上記のとおり _____ 名を講習料 _____ 円を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

郵便番号.....

所在地.....

事業場名.....

代表者名.....

電話番号.....

FAX 番号.....

担当者名.....

(一社) 白河労働基準協会長 行

※講習料の支払方法につき該当欄に✓をつけてください。

直接持参 (月 日 予定) 郵送 銀行振込 (月 日 済・予定)

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。